

商法中改正法律施行法（抄）

第四九条（株式会社の計算書類等の記載方法）

株式会社ノ貸借対照表及公告スベキ要旨、損益計算書、営業報告書並ニ附属明細書ノ記載又ハ記録ノ方法ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

附則平成一三・一一・二八法（二二八）

（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、附則第十一条中商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第七十九号）附則第九条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

商法の一部を改正する法律施行法（抄）

附則平成一三・六・二九法（七九）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（平成一三・一〇・一一—平成二三政一九〇）から施行する。